

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月25日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

#### 広島県公安委員会規則第4号

##### 広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「路線名」を「路線名等」に改め、同表の6の項中「大竹市南栄二丁目（山口県境）」を「福山市高西町一丁目1番1先」に改め、同表中6の2の項を6の3の項とし、6の項の次に次のように加える。

6の2	一般国道2号	尾道市高須町字唐樋山端593番6先から 大竹市南栄二丁目（山口県境）まで
-----	--------	---

別表第2の7の項中「一般国道2号」を「一般国道2号（松永道路）」に、「福山市高西町真田68番2先」を「尾道市高須町挽地山1224番4先」に改め、同表の7の4の項中「一般国道2号」を「一般国道2号（尾道バイパス）」に、「尾道市西御所町13番23先」を「尾道市高須町挽地山1228番4先」に、「尾道市正徳町30番7先」を「尾道市福地町617番先」に改め、同表の8の項及び8の2の項中「一般国道2号」を「一般国道2号（西広島バイパス）」に改め、同表の9の項及び9の2の項中「一般国道2号」を「一般国道2号（広島南道路）」に改め、同表の16の項中「三次市南畑敷町636番2先」を「三次市和知町2550番2先」に改め、同表の45の2の項の次に次のように加える。

45の3	県道廿日市港線	廿日市市下平良一丁目1316番65先から 廿日市市串戸一丁目1番5先まで
------	---------	---

別表第2の50の2の項中「福山市曙町二丁目1番1先」を「福山市曙町五丁目269番1先」に改め、同表の55の項の次に次のように加える。

55の2	県道和知三次線	三次市和知町2551番1先から 三次市四拾貫町1283番1先まで
------	---------	-------------------------------------

別表第2の68の項中「広島市西区商工センター三丁目1番先」を「広島市西区井口明神二丁目1番1先」に改め、同項の次に次のように加える。

68の2	広島市道西5区218号線	広島市西区商工センター七丁目3番8先から 広島市西区商工センター七丁目3番9先まで
68の3	広島市道西5区224号線	広島市西区商工センター七丁目3番18先から 広島市西区商工センター七丁目3番8先まで

別表第2の82の6の項の次に次のように加える。

82の7	三原市道糸崎163号線	三原市糸崎二丁目98番3先から 三原市糸崎二丁目5126番2先まで
82の8	三原市道糸崎164号線	三原市糸崎南一丁目5126番9先から 三原市糸崎南二丁目5925番11先まで

附 則

この公安委員会規則は、平成31年4月1日から施行する。